

## ひらかた資源循環プラットフォーム登録要領

令和6年6月21日 制定

令和7年12月25日 改訂

### 1. はじめに（ひらかた資源循環プラットフォームとは）

枚方市は、令和12(2030)年に達成すべき持続可能な開発目標(SDGs)のうち“12 つくる責任、つかう責任”を達成するため、市民生活の消費と生産に目を向けるとともに、ごみの減量化を実現するための本市独自の取組として、本市及び、民間事業者・大学・市民等(以下「事業者等」という。)と多様な主体とのパートナーシップによるプラットフォームにおいて課題・情報を共有し、公民連携や他社、異業種間での民民連携により、枚方市における廃棄物の減量、資源の循環につながる事業を共に創出することを目的として、「ひらかた資源循環プラットフォーム」(以下「プラットフォーム」という。)を設置しています。

### 2. ひらかた資源循環プラットフォームのポイント

(1) 事業者等の情報共有・対話の場を提供します

⇒市は公民・民民連携の情報共有・対話の場を提供し、プラットフォームの登録事業者が主体となり、資源循環に資する活動の推進を図ります。

(2) 事業者等の資源循環に資する取り組みを公表します

⇒プラットフォームを通じて行う事業に関しては、所定の手続きをとることで市が協力(周知等)することが出来ます。周知されることにより市民等が自動的に資源循環の取り組みに参加できる状況を作ります。

(3) 枚方市の事業への協力事業者募集を行います

⇒市が実施する資源循環に資する事業に対して協力頂ける事業者を随時プラットフォーム内で募集します。協力頂きました事業者は市ホームページにて公表します。

### 3. 登録方法（「4. 注意事項」をご了承いただいたうえで登録をお願いいたします。）

「ひらかた資源循環プラットフォーム」ホームページの登録フォームに必要事項を入力してください。

※登録は常時受付しています。登録は無料です。

「登録フォーム」<https://logoform.jp/form/H276/1168318>



(※裏面に続く)

#### **4. 注意事項**

プラットフォームに登録いただく場合は、以下の事項についてご確認いただきますようお願いします。なお、以下の事項及び、記載外の事項について疑義がある場合は個別にご相談ください。

- 1 個人(個人で事業を営む方を除く)からの登録はできません。
- 2 登録希望事業者の事業が次に該当する場合は登録できません。
  - (1)法令や公序良俗に反する場合
  - (2)本市の施策や規程等に反する、又は抵触する場合
  - (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者に該当する場合
  - (4)政治的、宗教的な関連性や要素がある場合
  - (5)上記のほか、公共性、公平性に問題がある等、枚方市が登録を受付できないと判断した場合
- 3 登録申し込み時や登録後に上記1、2の事実が判明した場合、登録の却下、取消を行う場合があります。
- 4 本市は登録の対応に係る一切の費用、却下、取消によって生じた損害等への補填、賠償はいたしません。
- 5 登録の過程で、個人情報のほか、機密情報の取り扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。なお、この取り扱いに関する事故等の問題が生じた場合は、本市に故意又は重大な過失がある場合を除き、登録者に対して本市は一切の責任を負いません。

<問い合わせ>

枚方市 環境部 循環型社会推進課

TEL : 072-807-6211 / FAX : 072-849-6645

Mail : [junkansuishin@city.hirakata.osaka.jp](mailto:junkansuishin@city.hirakata.osaka.jp)